

## 担い手農家の経営安定に関する意見書

今年から「品目横断的経営安定対策」が始まり、意欲ある担い手農家が続々と法人を立ち上げ、国の支援対象農家となるべく経営規模の拡大を図り、規模拡大に伴う設備投資も行っている。

しかし、米の需給は予想以上に悪化し、平成 19 年産米の価格は大幅に下落することが確実視されており、平成 20 年産米以降についても価格回復基調が想定できない状況にあり、このままではほとんどの担い手農家が赤字経営となることは必至の状況である。

既に稲作主体の農家、農業法人には将来に対する経営不安が広がっており、このまま放置しておけば次年度以降の生産調整の達成にも影響が懸念され、過剰米発生によりさらなる米価下落の悪循環で「日本農業崩壊元年になる」といった不安の声も聞かれる。

この原因は農家のコスト削減努力を上回る速さで米価の下落が進んでいることと、現行の収入減少影響緩和対策の積立金が 10%の米価下落にしか対応できないこと、また、単位面積当たりの標準的収入額に最低限度額がなく、米価が下がれば限りなく標準的収入額も下がり続ける算定方式になっているためと考える。

つきましては、これら生産者の不安を払拭し、担い手農家、農業法人が安心して農業を継続できるように、下記の重点事項の実現について強く要請をする。

### 記

- 1 収入減少影響緩和交付金額の算定について、交付金の限度額を廃止し、算定上の交付金額を交付とすること。
- 1 交付金の増額により生じる積立金の不足については、次年度以降の生産者と国の積立金額の見直しにより不足を解消すること。
- 1 平成 20 年度以降の収入減少影響緩和交付金の積立金比率(生産者:国 = 1:3)については、国の比率を増加させること。
- 1 平成 20 年度以降の収入減少影響緩和交付金の単位面積当たり標準的収入額については、担い手農家の経営が成り立つ最低限度額を設定すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 19 年 9 月 28 日

新潟市議会議長  
田 村 清

内閣総理大臣 あて  
農林水産大臣